

Title	〔商法四五八〕 政治献金と相互会社の権利能力・取締役の善管注意義務 (大阪地裁平成一三年七月一八日判決)
Sub Title	
Author	宮島, 司(Miyajima, Tsukasa) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2005
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.78, No.11 (2005. 11) ,p.31- 41
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20051128-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 四五八〕

政治献金と相互会社の権利能力・取締役の善管注意義務

〔判示事項〕

一 会社が政治献金することは、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められる限りにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為とするに妨げず、これは、営利を目的としない中間法人である相互会社についても基本的に妥当する。

二 本件政治献金は決裁者による決済を経たうえでされていること、その献金額が政治資金規正法の制限内であるのみならず、相互会社の基金の総額、資産状況および収益状況を考慮しても、合理的な範囲を超えたものということができることから、取締役について善管注意義務違反

大阪地判平成一三年七月一八日
平成一二年(ワ)第四六九二号社員代表訴訟等事件、
平成一二年(ワ)第一三九二七号共同訴訟参加事件
請求棄却(控訴)

を認めることはできない。

〔参照条文〕

民法四三条、保険業法二二条二項一号、保険業法五一条
二項による平成一七年改正前商法二五四条三項および二六
七条

〔事実〕

本件は、六ヶ月以上前からN生命相互保険会社との間で生命保険契約を締結している社員であるXらが、N生命が行った平成七年から同一〇年間の政治献金について政治献金は公序に違反すること、N生命の権利能力の範囲外の行為であること、N生命の代表取締役社長らには取締役と

しての善管注意義務違反があること等を理由として、N生命がこうむった政治献金相当額の損害の賠償を求めた事案である。

N生命は、昭和二二年五月、生命保険業を営むことを目的として設立された相互会社であり、社員数は平成一一年三月末現在一四〇一万人であった。基金の総額は、平成八年に一四九〇億円、平成九年に二九九〇億円、平成一〇年に一五〇〇億円、平成一一年には二七〇〇億円であった。また、資産総額は、平成八年に四〇兆円、九年に四二兆円、一〇年に四二兆円で、収益状況は、平成八年に三一五二億円、九年に二六〇〇億円、一〇年に八八四億円の余剰であった。

N生命では、社会公共活動として、各種財団等に寄附しており、政治資金団体にも同様に寄附を行っていたが、その際には、職務権限規定があり、寄附の額に応じて決裁機関が定められており、本件各寄附も、その社内規定に従いなされていた。本件で問題とされた寄附は、国民政治協会を中心とした、平成七年の四六〇〇万円余、八年の一八〇〇万円、九年の一八〇〇万円、一〇年の一七九五万円である。そして、政治献金の経理処理は、損益計算書上、經常費用の部の事業費に計上し、附属明細書上、「事業費の

明細」中の一般管理費の一項目である物件費の一部として計上しており、独立した項目とはされていない関係上、附属明細書からはその有無・金額を知ることができなかった。

本件は、前述のように、原告社員らが社員代表訴訟を提起して、被告代表取締役らに損害賠償を求めた事件であるが、原告らは、(一) 民法九〇条に関し、国民の参政権を侵害すること、社員の政治的信条の自由を侵害することを理由とし、(二) 権利能力の範囲に関しては、相互会社ではこれが限定されること、個別具体的に判断しても、社会福祉などとは異なり目的の範囲外となること等を理由とし、(三) 取締役の善管注意義務に関しては、営利企業とは異なり取締役に広い裁量権が与えられるという経営判断の原則は働かないこと、社員は相互扶助のため事業費を支出することを委ねているのであって政治献金することまで社員は委ねていない、等と主張したものである。

〔判 旨〕

請求棄却

一 (権利能力に関し) 「(一) 民法上の法人は、法令の規定に従い定款又は寄附行為で定められた目的の範囲内にお

いて権利を有し、義務を負う（民法四三条）。このことは、営利を目的としない中間法人である相互会社についても基本的に妥当し、定款に定めた目的の範囲内において権利を有し、義務を負うものであるが、相互会社における目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限局されるものではなく、その目的を遂行する上に直接又は間接に必要な行為であれば、すべてこれに含まれるのであり、必要かどうかは、当該行為が目的遂行上現実に必要なものであったかどうかをもってこれを決すべきではなく、行為の客観的な性質に即し、抽象的に判断されなければならないものと解するのが相当である（最高裁判昭和三〇年一月二十九日第三小法廷判決・民集九卷一二号一八八六頁参照）。

(二) 会社が政党あるいは政治資金規正法上の政治資金団体に對して政治資金を寄附することは、客観的、抽象的に觀察して、会社の社会的役割を果たすためにされたものと認められる限りにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為とするに妨げないと解されている（八幡製鉄政治献金事件最高裁判決参照）。このことは、営利を目的としない中間法人である相互会社についても基本的に妥当するものと解するのが相当である。

相互会社は、営利法人ではなく中間法人ではあるが、こ

れは、保険事業から生じた利益を出資者に分配することを目的としないことを意味するにすぎない。相互会社も、株式会社組織の保険会社と同様、対外的な取引を通じて資産運用を行っているものであり、前判示のとおり、資産運用によって予定利率よりも高い實際利回りをあげた場合には、これによって生じた剰余金（利差金）の一部を契約者配当金として社員に分配することとされているのである。相互会社の行う経済活動の実体は、株式会社組織の保険会社と異ならないから、保険業法も、同法二一条二項により、商法五〇四条以下の商行為法の規定を準用している。

(三) 相互会社が政党あるいは政治資金規正法上の政治資金団体に對して政治資金を寄附することが、相互会社の社会的役割を果たすためにされたものと評価されるか否かについては、政治的・社会的・経済的状况等の変化あるいは参政権を有する国民の政治献金に対する考え方の変化により時代と共に変わり得るものである。…相互会社が政治献金を行うことがその社会的役割を果たすことに通じるとの社会的な評価は失われていないものと解される。

二（善管注意義務違反について）「(一) 相互会社の取締役は、法令、定款の定め、並びに社員總會又は總代会の決議を遵守するのみでは十分でなく、相互会社の経営を委ね

られた専門家として、長期的な視点に立ち、全社員にとつて最も利益となるように職務を遂行すべき善管注意義務を負っている(保険業法五一条二項、商法二五四条三項、民法六四四条)。もともと、事業を営むに当たっては、時々刻々変化する諸々の要素を的確に把握して総合評価し、時機を失することなく経営判断を積み重ねていかなければならないから、経営の専門家である取締役がその職務を遂行するに当たっては、広い裁量を与えられているものといわなければならない。したがって、取締役に對し、過去の経営上の措置が善管注意義務違反であるとしてその責任を追及するためには、その経営上の措置を執った時点において、取締役の判断の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあったか、あるいは、その意思決定の過程、内容が企業経営者として特に不合理、不適切なものであったことを要するものと解するのが相当である。

(二) 本件政治献金は、自由民主党などから依頼を受けて生命保険各社の分担額の目安を取りまとめた大手五社担当者間の協議の経緯及び内容を踏まえ、N生命の職務権限規定が定める決裁権者である担当役員……による決裁を経た上でされている。また、その額は、政治資金規正法の制限内であるというだけでなく、N生命の基金の総額、資産状

況及び収益状況を考慮しても、合理的な範囲を超えたものと言うことはできない。そして、担当役員は、取締役個人の、また、特定の、あるいは一部の社員の思想・信条及び主義・主張から離れ、社員全体の利益の観点から、本件政治献金を行うことにより、N生命の経営基盤が安定し、社員全体の利益に沿うものと判断して、本件政治献金をしているものと認められる。

……担当役員……が本件政治献金を行うことを決裁するに当たり、その判断の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあったとは言えず、また、その意思決定の過程、内容が特に不合理、不適切なものであったとも言えないのであり、本件政治献金を行うこととした経営判断について、担当役員は、認められている裁量の範囲を逸脱してはいない。したがって、担当役員に對し本件政治献金に関する決裁権限を委ねていた被告らについても、善管注意義務違反を認めることはできないものと言うべきである。」

〔研究〕

判旨の一部の叙述に賛成できないものの、結論的には賛成。

一 本研究では、すでに議論が尽くされている問題につい

ではあえて検討しない。とりわけ憲法に関わる議論はしないし、公序良俗に関する議論についても、八幡製鉄政治献金事件を契機として改正された現行政治資金規制法の下では、政治献金のような贈与契約も「個人はよくて、会社その他の団体がなした場合には無効となる」ものだとはいえないと考えるのが一般的となっているであろうから、あえて取り上げることがはしない。もちろん、何らかの政治的信条の下で、それでも政治献金が悪であるという立場に立つなら別ではある。

本件は、政治献金を廻る最近のいくつかの事例にもう一事例を加えるものであり、基本的には、八幡製鉄政治献金事件の最高裁判決（最大判昭和四五年六月二四日民集二四卷六号六二五頁）の考え方を踏襲するものである。判決自体の特殊性については後述するとして、事例としての特殊性は、本件が株式会社ではなく、相互会社であったという点である。これが果たして、判決の内容的な特殊性に結びつくものなのか否かがまず興味深い。というのも、数少ない政治献金関連の事件の中で、後述のように税理士会が特定政党への政治献金を行った事案では、最高裁は（最三小判決平成八年三月一九日民集五〇卷三号六一五頁）、税理士会の特殊性¹¹強制加入¹²から政治献金の適否を問うとい

う態度を示しており、こうしたこととの対比から、営利法人でなく講学上の中間法人である相互会社の政治献金についていかなる判断がなされるかが待たれていたところだからである。そしてさらに、本判決は、中間法人である保険会社に関する個別事例ではあるが、これが中間法人とはいえ保険会社という株式会社と類似性の強いもの（株式会社の保険会社もある）であることが根拠となり、株式会社の事件である八幡製鉄政治献金事件などと同一の結論に到達したのか、あるいは中間法人一般論としても通用するものなのかについても問題提起したものとして、これからの課題となるものと思われる。

結論的には、第一に、政治献金が権利能力の範囲内に入るか否かの判断基準について、営利法人と中間法人（とはいえずすべての中間法人が射程内か）とで考えを異にしないことを明らかにした点で先例的意味がある。第二に、八幡製鉄政治献金事件では、年代的に「いまだ議論の対象とされていないなかったこともあり同判決中には取り上げられることはなかったが、本判決では「経営判断の原則」が取り上げられ、政治献金をなすことに関する「経営判断の原則」の適用も株式会社と同様になされることとなるとした点でも重大かつ先例的な意義がある（ただし、その後の熊谷組の

政治献金事件では、政治献金については経営判断の原則は通常の業務執行行為のようにには適用されないとされている。順次検討してみよう。

二 第一に、本判決が明らかにした点は、営利法人である株式会社も中間法人である保険相互会社も、定款に掲げられた目的が会社の権利能力の範囲を画し、政治献金がこの目的の範囲内にあるか否かの判断基準は同じであるとした点である。すでに八幡製鉄政治献金事件で出尽くした議論はあえてここではしない。営利法人と中間法人とでまったく判断の基準を異にしないとしたことだけを取り上げる。

前述のように、最判平成八年三月一九日は、税理士会が行った政治献金について、税理士会は法で設立が義務付けられ、その目的も法により具体的に特定された強制加入団体であり、実質的に脱退の自由の保障もなく、会社とは法的性質を異にする法人であり、目的の範囲が広範である会社と同一に論ずることはできないとして、税理士会の政治献金を目的の範囲外の行為であるとしている。この点、本件判旨は、(金融・商事判例一一四五号五八頁左の段下から七行目にあるように) 会社の政治献金は、会社の社会的役割を果たすためにされたものと認められる限りにおいて、定款所定の目的の範囲内であるとの前提を置いた上で、

「営利を目的としない中間法人である相互会社についても基本的に妥当するものと解する。…相互会社は、営利法人ではなく中間法人であるが、これは、保険事業から生じた利益を出資者に分配することを目的としていないことを意味するにすぎない。相互会社も、株式会社組織の保険会社と同様、対外的な取引を通じて資産運用を行っているのであり、前判示のとおり、資産運用によって予定利率よりも高い実際利回りをあげた場合には、これによって生じた剰余金(利差金)の一部を契約者配当金として社員に分配することとされているのである。相互会社の行う経済活動の実体は、保険業法上も、同法二二条二項により、商法五〇四条以下の商行為法の規定を準用している。」として、まづ株式会社組織の保険会社と相互会社組織の保険会社の活動の類似性を指摘する。

しかし、ここには、基本的に納得し得ない内容が含まれていると同時に、論理のトリックが隠されている。納得し得ない内容とは、会社の営利性に関する叙述である。営利性についてはかねてから指摘しているように、法人自身の目的が営利にあるか否かであるから、出資者に利益を分配するか否かは、この営利性とは関わりのない問題である(拙著『会社法概説(第三版補正二版)』七頁)。営利法人

の目的は利益を獲得することであり、中間法人の目的は営利を追求することではないし、また公益を追求するものでもないのである。とはいえ、これは単なる叙述の問題であり、本件の判断には影響を与えるものではない。本件判旨がここで特に言いたかったことは、相互会社形態を採用した保険会社も、株式会社形態を採用した保険会社も、対外的な取引を通じて資産運用を行い、社員への分配も、資産運用によって剰余金が生じた場合に契約者配当として分配する仕組みからして同じであるという点であろう。結論的にはそのとおりであろう。しかし、この部分の全体の叙述からすると、契約者配当をもって「保険事業から生じた利益の出資者への分配」と必ずしも正確でない表現を使っていることは指摘されるべきである。心情的には、その類似性を持ち出すため種々の論拠を加えたことが分からないではないが、契約者への分配という点では、その他に出資者としての株主が存在する株式会社の場合とは大きく異なるのであるから、企業構造の類似性を前提にした配当を持ち出すのは筋違いとも思えるのである。

むしろ、保険会社の場合には、相互会社形態をとるか株式会社形態をとるかで基本的な企業構造は異なることを正面から認めた上で、事業活動の一般的な大量定型性や迅速

性という共通要素、提供する保険に用いられる技術の同一性などから、相互会社の取引行為全般についての商法の準用がなされることの強調さえなされれば足りたように思えてならない。要するに、営利性の概念に関する誤解が、契約者配当という不要な説明をせざるを得なくなった原因である。端的に、法人としての機構・組織・目的は異なることを前提としながら、その事業活動の共通性を根拠にして、株式会社組織の保険会社の議論をそのままではめることができると理解すればよかったように思われる。

次に、本件判旨の意義は、同様に営利法人ではない税理士会の政治献金能力との対比をなしている点にもある。本件判旨（五八頁右段真ん中）では、前述のように税理士会の政治献金を目的の範囲外の行為であるとした南九州税理士会事件最高裁判決を引き合いに出し、税理士会と相互会社とは法的性格が異なるものであるとする。同じく営利を目的としない中間法人でありながら、片方は目的による制限を受け、もう一方はこれを受けないとする理由は何であろうか。判旨は、主としてその組織への加入が強制加入であるか任意加入であるか、事業費からの支出であるか否か、政治献金の拠出が義務付けられてしまうか否か、政治的意見の表明を強制するものであるか否かを判断基準とす

るようである。種々の中間法人があつて、千差万別のよう
 な気がするが、加入強制がなされるような法人は特殊な存
 在であると考えられると同時に、保険相互会社もまた中間
 法人の中では特殊な存在なのであろう。保険相互会社と保
 険株式会社は、企業形態が異なりながら同じ保険契約の引
 受を業とし、さらに同様に対外的な資産運用をも行うもの
 だからである。そうであるとすれば、本件で述べられたこ
 とは中間法人の一般論へと展開してゆくことはありえない
 とも考えられるのである。

三 次に、本件は、政治献金をなした取締役の善管注意義
 務に関連して、経営判断の原則の適用を明言したはじめて
 の判決である。そして、本件判旨を契機として、経営判断
 の原則に関してさらなる展開の可能性が発生したという意
 味で重大な意義がある。

本件では、「相互会社」のする政治献金についても、事業
 活動の一環としてなされるものであり、取締役に広い裁量
 権が認められており、相互会社の資産状況および収益状況
 等諸般の事情を考慮し、合理的な範囲内において政治献金
 を行うことができる」とし、さらに「取締役に對し、過去
 の経営上の措置が善管注意義務違反であるとしてその責任
 を追及するためには、その経営上の措置を執つた時点にお

いて、取締役の判断の前提となつた事実の認識に重要かつ
 不注意な誤りがあつたか、あるいは、その意思決定の過程
 内容が企業経営者として特に不合理、不適切なものであつ
 たことを要するもの」としている。前段部分は、八幡製鉄
 政治献金事件で最高裁が述べたところと同様であり、取締
 役は政治献金について裁量権を有するが、会社の規模、経
 営実績、相手方等を考慮して、「合理的な範囲」を超えて
 不相当な寄附をすれば、取締役に義務違反が生ずるとする
 だけのことで、別段具体的な判断基準は示されてはいない。
 これに對し、この後段の叙述は、裁判所が経営判断の原則
 を適用するに際しての常套句（東京地判平成五年九月一六
 日判例時報一四六九号二五頁等）を使用している。すなわ
 ち、前提となつた事実の認識と、意思決定の過程に分け、
 いずれにおいても欠けるところがなかったかを問うもので
 あり、この経営判断の原則を政治献金の場面で初めて適用
 してきたのが本判決である。取締役が合理的な手続に従い
 誠実に経営判断をなしたかどうか、注意義務をつくしたか
 否かを基準に考えれば足るものであるから、あえて「経営
 判断の原則」などという必要はないと考えているが（前掲
 拙著二八五頁）、本判決はこれを意識的に使用している。
 というのも、八幡製鉄政治献金事件以来、「合理的な範囲」

をめぐっては取捨のつかない議論がなされており、非常に厳格な立場（鈴木竹雄「政治献金判決について」『商法研究Ⅲ』三〇〇頁。株主の利益を考え厳格に考えなくてはならず、配当を行うことができ留保もできるから、あとは取締役の自由であるというわけには行かない）から緩やかな立場までかなりの見解の対立がみられているところである。そして、非常にゆるい考え方の中には、「この基準の具体的な献金への適用は、個々のケースごとに検討されるべきであるが、一般的にいえば、政治献金の量的制限を定めた政治資金規正法二二条の許容する金額が『合理的な範囲内』である」との主張さえ見られた（武藤春光「会社は政治献金に関する権利能力を有するか」商事法務一三四三号四六頁）。いわば、こうした取締役の義務との混同を避ける意味でも経営判断の原則が登場する背景はあったのである。

ところで、本判決では、前述したように、政治献金については事業活動の一環としてなされるものであるため、長期的な視点に立ち、社員全体の利益の観点から、政治献金に対する取締役の広い裁量権を認め、しかも経営判断の適用に関しても、まったく株式会社のと様様に理解している。問題は、相互会社のような中間法人についても、株

式会社におけるそれとまったく同様に解することができるか、さらには政治献金と通常の業務執行と同列に論ずることができかが課題となりそうである。前者の問題については、少なくとも相互会社組織の保険会社に関しては、本判決と同様の考え方で問題ないと思われる。まさに、五九頁右段の下から次頁左段上「相互会社の行う経済活動の実体は、株式会社組織の保険会社と異ならない。しかも、多数の社員の存在を前提としている点でも、株式会社組織の保険会社と異ならず、効率的な経営を実現するため、保険業法は、株式会社の機関に関する商法の規定を多く準用し、……業務執行にかかる意思決定は取締役会に委ねることとしている」からなのである。

問題は、八幡製鉄最高裁判決から本判決に至るまでその基本とされているところであるが、政治献金と通常の業務執行とを同列に論じているという点である。あえてこの問題を取り上げたのは、年代的にはこの次に登場する熊谷組株主代表訴訟事件（福井地判平成一五年二月一二日判時一八一四号一五一頁）においては、それまでの裁判例の流れとは異なる興味深い判決が登場するからである。熊谷組の事件では、政治献金をなすことは取締役の裁量権の範囲内に属するとしながらも、政治献金と通常の業務執行とは異

なることが強調され、会社の営利目的の実現とも関連性は希薄であることから、取締役の政治献金の判断については裁量権の範囲を狭く限定して、経営判断の原則の適用を否定している(王原生「民事判例研究(2)」法学新報五三五頁)。株主の利益との接点を積極的に説明できる行為であれば取締役の裁量は広く認められるが、直接の接点がない場合には本来の経営判断の原則の領域を超えるからというのである。経営判断の原則を承認する立場で考えると、取締役の通常の業務執行について、経営判断原則により広い裁量権が認められる根拠は、通常の業務執行の専門性にある。しかし、政治献金の特殊性は、通常の業務執行の専門性や技術性の判断は入らない。したがって、政治献金については、広範な裁量を与える根拠はなく、経営判断の適用はないという論拠なのであろう(近藤光男「会社の寄附と取締役の善管注意義務(下)」商事法務一六六三号一九頁)。熊谷組の事件では、会社に大きな欠損が生じているにも関わらず政治献金がなされたというケースであり、これを否定するための論拠をここに求めたものと思われるが、この事件の判断を契機として、このような興味深い展開もなされることは指摘しておかなくてはならない(なお、欠損会社でも、会社の規模が大きく、多額の純資産を有して

いる場合には、政治献金をすることは必ずしも不当であるとはいえないとしたものとして、新谷勝「欠損会社の政治献金と取締役の責任」銀行法務二一六二二号六七頁)。

私見のように経営判断の原則をあえて取り出すまでもないと考えれば、取締役として政治献金をなすことが、善管注意義務に違反しないかどうか問われれば足る。

四 本件判例研究においてはあえて論ずることはしなかったが、すでに指摘しているように、政治献金の問題を商法の問題意識から考えるとき、政治献金の是非、社会的有用性、企業の社会的役割からこれを論ずるべきではなく、裸の無償の贈与契約が定款所定の目的の範囲内に含まれるのか否かから検討されなくてはならない(前掲拙著一六頁)。そして、その前提には、そもそも法人の権利能力が定款所定の目的の範囲内に限定されるのか否かの議論があり、とりわけ平成一七年の新会社法の下でどのように解することとなるかは興味深い問題ではある(拙著『新会社法エッセンス』一頁では、同様の議論がなされるとしている)。

なお、本判決には、すでに平成一四年六月二八日大阪高裁控訴審判決および平成一五年二月二七日最高裁判決が出ており(いずれも判例集未搭載)、いずれも原告の請求が斥けられている。控訴審では、法人も政治的行為の自由を

有し、政治献金もその一環として認められる、相互会社の政治献金が社員の政治的信条の自由や国民の参政権を侵害するとはいえない、相互会社の政治献金も事業活動の一環として行われるものであり、取締役は会社の規模等に応じ、合理的裁量の範囲内で政治献金を行える、などとした。控訴人の主張した相互会社の特殊性についても、本判旨と同様、対外的取引を通じて資産運用を行っており、経済活動は株式会社組織の保険会社と基本的には異ならず、相互会社における退社の制約や政治献金の原資が付加保険料としてあらかじめ支払を受けている事業費から支出されていることを考慮しても、政治献金が社員の思想・信条の自由を侵害するとはいえない、事業活動の一環として関係法令に従い事業費から政治献金を行うことは違法ではなく、政治献金を含め合理的範囲内の事業費の支出は保険契約の当然の内容であるとした。控訴審判決のいうように、まったく開示されることのない政治献金が事業費として保険契約の当然の内容となるかは大いに疑問であるが、ここでは問題を指摘するにとどめる。そして、上告審では、上告理由が適法な上告理由となっていないとして上告棄却とされた。

なお、本件については、大阪高裁の判決について、坂本

延夫教授の判例研究（平成一四年度重要判例解説（ジュリスト増刊一二四六号）九四頁）がある。

宮島 司